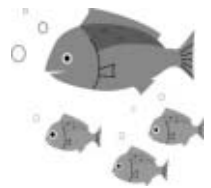


～10月1日は「浄化槽の日」～

「地域に やさしく、災害に強い 浄化槽」

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する装置です。微生物が活躍しやすい環境を保つように維持管理を行うことが大切です。浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃、法定検査に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的に行うことが義務づけられています。

浄化槽は維持管理が大切です！



ガッペイマン

保守点検は登録業者に

浄化槽の保守点検は、機械の点検・補修や消毒剤の補給などを行います。浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されていますので、登録業者に委託してください。保守点検を行う国家資格者として浄化槽管理士がいます。

清掃は許可業者に

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る作業を清掃といいます。これは白河地方広域市町村圏整備組合の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっていますので、許可業者に委託してください。

指定検査機関の法定検査を受けてください

浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月の間と、その後1年に1回、都道府県知事が指定した検査機関の実施する法定検査を受けなければならないことが、浄化槽法で義務づけられています。義務が遵守されていないときは、都道府県知事から指導・助言、勧告、命令がなされ、命令に従わなければ過料が課せられます。

専門業者と委託契約を結びましょう

維持管理は、あらかじめ専門業者等と委託契約を結んでおけば、定期的に行ってもらえるので面倒なことはありません。専門業者や維持管理に関する問い合わせは、上下水道課事業係へお願いします。

合併浄化槽設置のための支援制度があります

公共下水道事業及び農業集落排水事業の認定区域以外の地域において、合併浄化槽を設置する場合、その設置者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。詳しい内容については、お問い合わせください。また、震災で合併浄化槽の入れ替えが必要な方は、ご相談ください。

☎ 上下水道課 事業係 ☎ (44) 5152

～行政相談週間～

行政相談委員による相談所の開設

10月15日(月)～21日(日)の1週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県及び市町村)や特殊法人等の仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

当町においては、行政相談週間中も、行政相談委員が自宅等で相談に応じているほか、次のとおり行政相談所を開設します。

●矢吹町担当の行政相談委員

氏名 須田 妙子
住所 矢吹町花咲124-6
電話番号 (44) 3874



●行政相談所

開催日時 10月25日(木)
午前10時～午後3時
開催場所 中央公民館1階 会議室

☎ 総務課 行政管理係 ☎ (42) 2111



チャレンジ体験キャンプin
会津山村道場

8月18日から20日の3日間、南会津町の会津山村道場うさぎの森キャンプ場で、「三鷹市・矢吹町子ども交流会」が行われました。

この交流会は、姉妹都市の三鷹市と矢吹町が合同で開催している夏休みの恒例事業です。

今回の参加者は、三鷹市80名、矢吹町33名。2つの村(10班)に分かれ、本格的なキャンプ生活がスタート。村のみんなで協力しながら、野外炊飯や追跡ハイキング、村バトル(村対抗集団ゲーム)、キャンプファイヤーなどを通して、友情を深めあいました。交流会を陰で支えてくださったシニアリーダーやサポーターの皆さん、ありがとうございました。

